

尼崎市監査公表第2号

財務(定期)監査及び行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長及び教育委員会から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成24年2月28日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	北	村	保	子
同	辻			修

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	教育委員会事務局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 3 年 6 月 2 2 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 4 年 2 月 2 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>スポーツ施設の使用許可について</u> スポーツ施設の使用許可手続の不備について、昨年度に指摘したにもかかわらず、同様の事例が多数あり、その件数が増加していた。 （スポーツ振興担当、全小学校） 各学校長に対して適切な指導を行うとともに、委託先に対しては仕様書に業務内容を明確に定め、契約内容を確実に履行させ、適正な事務処理を行うこと。	
5 措 置 の 内 容 ご指摘のスポ - ツ施設の使用許可手続につきましては、各学校長及び学校開放業務を委託している業者に対して、許可認印や許可印などの具体的な事務処理方法を記載した視覚に訴えるマニュアル等を作成して配布するとともに、事務処理の適正化について改めて説明会を実施しました。 学校開放時間以外での申請に対しては、受付時に時間や曜日を訂正し、申請団体に間違っている内容を指導するとともに、特に土曜日の午後 2 時以前と日曜日の午前 9 時 3 0 分以前の使用の事例等については、改めてスポーツ団体に学校のスポーツ施設の開放時間帯についての規則を示し理解を得るように周知徹底を図りました。 また、スポーツ活動以外の使用申請については、受付をせずに学校へ報告し、学校施設目的外使用の申請方法等を行なうように指導しました。今後は、事務マニュアル等の処理に従い、適正な事務処理に努めてまいります。	

措置通知表【行政監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成23年6月22日
3 措置通知日	平成24年2月2日
4 監査結果の内容	<u>受託者の源泉徴収事務について</u> 教育委員会事務局が学校の実行委員会等に委託している事業において、実行委員会等で講師謝礼等について源泉徴収を行う必要があるにもかかわらず、源泉徴収が行われていないものがあり、教育委員会事務局は実行委員会等が源泉徴収義務者となる旨の指導を怠っていた。 （学校教育担当、生徒指導・特別支援担当、教育総合センター） 委託事業において、委託先である実行委員会等に対して、源泉徴収に関する適切な指導を行い、法令に基づいた事務処理を行わせること。
5 措置の内容	教育委員会事務局が委託している学校の実行委員会等が行った事業のうち、研修における指導助言にあたるものと講演会での講師にあたるものを整理し、源泉徴収に関する適切な指導を行った。平成23年1月～12月までの期間で実施される講演会での講師については、源泉徴収を行い、平成24年1月に講師に対し支払調書を発行する。

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	総 務 局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 3 年 6 月 2 2 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 3 年 8 月 8 日
4 監 査 結 果 の 内 容	<u>契約事務等手続が正しく行われていなかったことについて</u> 所管課契約事務において、分割発注や業者決定方法の誤り等、事務手続が正しく行われていないものがあった。 （法制課、地域研究史料館、人事担当、行政管理担当、給与担当） 適正な契約締結を確保するため、契約事務手続は正しく行うこと。
5 措 置 の 内 容	いずれも適正な契約事務手続きについての認識不足によるものであり、指摘を受けた後、直ちに各課でミーティングを行い、各課内の職員に今回の事案について周知を図った。また、今後は物品等の在庫管理を徹底するとともに、局内で 6 月 21 日、22 日に契約事務に関する研修（参加人数 25 人）を行なった。今後は、事務手続きについて認識を深め、「契約事務の手引」に基づき適正な事務処理を行う。

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	水 道 局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 3 年 6 月 2 2 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 3 年 8 月 8 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>業務委託及び工事の設計書について</u> 工事の設計において、工事内訳書の作成誤りや一般管理費の補正係数誤り等、積算基準等の内容に添って正確に積算されていない事例が多数あり、また、そのチェック体制も十分に機能していなかった。 （工務課、管路補修課、神崎浄水場、工業用水課） 業務委託及び工事の設計における設計金額の算出は、請負の契約金額を決定するため重要なものであり、積算基準等に基づき正確に積算すること。 また、正確な積算を行うために検算等のチェックを十分に機能させること。	
5 措 置 の 内 容 今回の指摘を受け、積算システムの入力画面や、設計に用いるエクセルファイルの作成、表示、設定方法について、設計内容に誤りが生じないよう工夫、改良を加えるとともに、設計業務に携わる職員に対し、設計業務の重要性を改めて認識させたうえ、設計違算事例の原因及び積算基準等についての理解を共通のものとし、積算及び検算にあたって正確性を期するよう周知徹底した。また、問題の再発防止を図るため、職場伝達研修を実施した。 今後の業務委託及び工事の設計にあたっては、正確な積算及び検算時の精査に努め、適正な事務処理を行う。	